



産業廃棄物処理委託契約書

平成 年 月 日

排出事業者（甲）

住 所 宮崎市〇〇町〇〇番地

氏 名 株式会社 〇〇産業 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

処分業者（乙）

住 所 宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1

氏 名 公益財団法人 宮崎県環境整備公社 理事長 ㊟
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

処分業許可番号 第09340119927号 (許可都道府県政令市名) (宮崎市)

上記排出事業者甲（以下、「甲」という。）と処分業者乙（以下、「乙」という。）は、別表1及び下記記載の甲の事業場から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

甲の事業場

所在地 都城市〇〇町〇〇番地

名 称 (株)〇〇産業 都城事業所

(乙の事業範囲及び許可証の添付)

第1条 乙の事業範囲は別表1のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物の種類及び数量)

第2条 甲が、乙に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。
2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は別表1のとおりとし、これらの情報に変更があった場合には、甲は乙に対して速やかにその変更があった情報を書面で通知するものとする。
3 甲が、乙へ委託した産業廃棄物の数量の確定は乙の所有するトラックスケールでの計量をもって確定する。

(委託手数料・消費税・支払い)

第3条 甲の委託する廃棄物の処分業務に関する委託手数料は、別表1の契約単価に基づき算出する。
2 甲は、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に処分したことを確認したときは、乙に委託手数料を支払う。
3 契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
4 甲の委託する産業廃棄物の委託手数料についての消費税は、甲が負担する。
5 委託手数料の支払い方法は、乙が毎月1日から末日までの処分業務に係る明細を添付のうえ、当月度の委託手数料を、翌月20日までに、甲に請求するものとする。甲は、乙の請求後、翌月10日に支払うものとする。

(収集運搬業者)

第4条 甲は、乙に対し別表1に記載する乙の事業場へ搬入する収集運搬業者についての情報を、次のとおり連絡する。

収集運搬業者名 ㈱〇〇コーポレーション 住所 宮崎市〇〇町〇〇番地

(積込み場所)

㈱〇〇産業 都城事業所

(荷下ろし場所)

エコクリーンプラザみやざき

収集運搬業許可番号

(許可都道府県政令市名) () ()

(保管)

第5条 乙は甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。関連する政令省令と併せて以下、「法令」という。)に定める保管基準を遵守し、かつ、第8条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

(マニフェスト)

第6条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し交付する。

2 乙は、廃棄物の搬入の都度、マニフェストB1(収集運搬業者保管)票及びB2(運搬終了)票に受領確認を記載し収集運搬業者に手渡す。また処分が完了したときは、乙はC1(処分業者保管)票、C2(処分終了)票及びD(処分終了)票に必要事項を記載した後、D(処分終了)票を処分終了日から10日以内に甲に送付し、C2(処分終了)票を収集運搬業者に送付するとともに、C1(処分業者保管)票を5年間保存する。

3 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了したときは、甲から交付されたマニフェストE(最終処分終了)票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、10日以内にE(最終処分終了)票を甲に送付する。

4 甲は、乙から送付されたマニフェストD(処分終了)票及びE(最終処分終了)票を、A(排出事業保管)票及び収集運搬業者から送付されたB2(運搬終了)票とともに5年間保存する。

第6条の2 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム(以下「JWNET」という。)を利用する場合は、前条の規定によらず、本条のとおりとする。

2 甲及び乙は、それぞれJWNETに加入し、自らに係る費用の負担を行わなければならない。

3 甲は、廃棄物の引渡し後3日以内に、電子マニフェスト登録(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下本条において「法」という。)第12条の5第1項の規定による。)を行い、電子マニフェスト番号を乙に通知する。

4 乙は、廃棄物の処分終了後3日以内に、電子マニフェストによる処分終了報告(法第12条の5第2項の規定による。)を行う。

5 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了したときは、3日以内に、電子マニフェストによる最終処分終了報告(法第12条の5第3項の規定による。)を行う。

6 甲は、甲又は乙が正当な理由によってJWNETを利用できない場合には、廃棄物の搬出の際に、乙にマニフェストを交付する。この場合、甲及び乙は、法第12条の3の規定に従い、マニフェストの回付、送付、保存を行う。

(最終処分の確認)

第7条 乙は、当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地(住所、地名、施設の名称など)、最終処分の方法及び施設の処理能力を、別表1の最終処分欄に記載する。

2 乙は、甲に対し中間処理後の最終処分の場所等について必要な情報を提供しなければならない。甲は乙と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト(又は電子マニフェスト等)及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地・名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分の場所等に変更が生じた際は、乙は遅滞なく甲に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

(契約期間および保存)

第8条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1か月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後から5年間保存する。

(法令等の遵守)

第9条 乙は、法令、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の処分を行われなければならない。甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

(甲の義務と責任)

- 第10条 甲は、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱い際に注意すべき事項等の必要な情報を乙に通知しなければならない。
- 2 甲は、処分を委託する廃棄物に処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずる。
- 3 甲は乙が必要と認める場合、第8条に定める契約期間内に、別表2の上欄の廃棄物について、その下欄に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13条）による試験を行い、分析証明書を乙に提出しなければならない。

(乙の義務と責任)

- 第11条 乙は、甲から委託された廃棄物を、乙の事業場における受入れから処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 2 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD（処分終了）票または電子マニフェストの処分終了報告をもって代えることができる。
- 3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

(業務の調査等)

第12条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処分の状況に係る報告を求めることができる。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、甲から委託された廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に施設の故障等真にやむを得ない理由により、処分業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令の定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、処分業務を再委託することができる。

(内容の変更)

第14条 甲及び乙は、契約期間、予定数量及び最終処分の変更等については、甲乙で協議の上、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

(機密保持)

第15条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

- 第16条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処分を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

(協議)

第17条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定する。

別表1（第1条、第2条、第3条、第7条関係） 【文末へ】

別表2（第10条関係）

産業廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

記入上の注意事項

1 委託内容

- (1) 処分業者の許可番号欄の（ ）内には、業の許可を受けている都道府県政令市の名称を記入する。乙の事業の範囲については、この契約に係る事項のみ記入する。
- (2) 産業廃棄物の種類ごとに契約単価が異なる場合は、かっこ括弧で記入しても良い。
- (3) 予定数量欄は、該当する単位に○印を付ける。また、予定数量は、「××～△△」でも良い。
- (4) 乙の事業の範囲については、産業廃棄物の種類ごとの処理方法、処理能力等を記入する。処理能力には、必ず単位を明記すること。また、最終処分欄は、場所所在地、方法及び処理能力（埋立面積、埋立容量等）を記入する。
- (5) 必要な情報欄には、排出事業者は、廃棄物の有害性、危険性、毒性、その他取扱上注意を要する事項を記入する。

- 2 第10条の分析証明書の提示については、法令上定められているものの外、委託する廃棄物によって必要と認められる場合に提示するものについて、記入する。

別表1(第1条、第2条、第3条、第7条関係)

廃棄物の種類	契約単価(円)	予定数量	排出事業場		乙の事業範囲			最終処分 右隣欄の番号
		(日・週・月・年)	所在地	名称	処分方法	処理能力又は埋立容量	施設の所在地	
廃プラスチック類	30,000円 / t	〇〇t / 年	都城市〇〇町〇〇番地	株〇〇産業 都城事業所	焼却	579t/日	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176番1 エコクリーンプラザ'み やざき	①
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	20,000円 / t	〇〇t / 年	都城市〇〇町〇〇番地	株〇〇産業 都城事業所	管理型埋立	577,000m ³	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176番1 エコクリーンプラザ'み やざき	
契約期間中の合計 予定金額		***,*** 円	契約期間は第8条記載のとおり					
必要な情報					最終処分場に関する情報			
① その産業廃棄物の性状及び荷姿に関すること ② 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関すること ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関すること ④ 日本工業規格C0950号に規定される含有マークの有無及び表示に関すること ⑤ 石綿含有産業廃棄物の有無に関すること ⑥ その他取り扱う際に注意すべきこと ※産業廃棄物税及び消費税は含まない。					① 管理型埋立 (許可品目);燃え殻、汚泥、廃油(タービッチに限る)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、政令第13号廃棄物 以上15種類でこれらのうち 特別管理産業廃棄物であるものを除く。 [所在地(住所、施設等)];宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1 エコクリーンプラザ'みやざき (許可番号 産廃1002(当初:0104)) (許可期限 平成32年6月23日) (方法) (処理能力) 埋立面積・・・54,600m ² 管理型埋立 埋立容量・・・577,000m ³			